

杉並区立高南中学校いじめ防止基本方針

平成26年2月6日作成
令和8年4月1日改訂

1 基本方針の策定について

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校においても、いじめ問題に適切に対処し、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

杉並区立高南中学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」）は、本校におけるいじめ問題を克服し、全生徒の安心・安全を保持するため、国のいじめ防止対策推進法（平成25年6月公布・9月施行）や、東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月制定）、生徒指導提要（令和4年12月）杉並区いじめの防止等に関する条例（令和7年4月改定）および杉並区いじめ防止対策推進基本方針（令和8年4月改訂）等を踏まえ、「いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処」を、総合的かつ効果的に推進するため、定めるものである。

2 いじめの定義 【いじめ防止対策推進法第2条】

この基本方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校（高南中学校）に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止 【いじめ防止対策推進法第4条】

いじめは、いじめを受けた生徒の人権や生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、絶対に許されない行為であり、全ての生徒はいじめを行ってはならない。

4 いじめに対する基本的な考え方

いじめは、どの学級・学校でも起こり得るという危機意識のもと、学校は、自らの責務や役割を自覚し、主体的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

特に、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本とし、保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。

- (1) いじめは人権侵害、差別の問題としてとらえる。
- (2) いじめられた生徒の心情にたって、生徒のいじめに対する理解を深める。
- (3) 生徒を守ることを徹底する。
- (4) いじめを傍観させない。
- (5) すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにする。
- (6) いじめを自分たちの問題として生徒が主体的に考え、話し合い及び行動できるようにする。
- (7) 全教職員が一丸となって取り組む。
- (8) 保護者・地域・関係機関等が一体となって、いじめ問題を克服する。

5 本校における取組

(1)組織の設置【いじめ防止対策推進法第22条】

- ① いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置する。構成員は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、関係教員、スクールカウンセラーとする。必要に応じて、SSW、警察関係者（スクールサポーター）、PTA会長等を加える。
- ② いじめと思われる事態が発生した場合は、校長は速やかに、いじめ防止対策委員会を招集し、事態に関わる事実関係を確認し、対応を協議するとともに、全ての教職員に周知する。
- ③ いじめ防止対策委員会は、事態が発生していない場合も、隔週にて開催し、生徒の実態について情報交換を実施する。
- ④ いじめ防止対策委員会は、いじめに関する生徒アンケートを年3回以上実施する。なお、アンケートに関しては、当該生徒が卒業または転学、退学等をした後、5年間保管する。

(2)いじめの防止等に関する取組

①未然防止

- ・年3回以上の「いじめに関する授業」を実施し、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校・学級全体に醸成する。
- ・道徳教育及び人権教育の充実を図るとともに、読書活動・体験活動などを推進し、いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- ・学級活動を中心に、豊かな人間性を涵養する。
- ・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ・年3回以上のいじめに関する校内研修を実施し、教職員の資質・能力の向上を図る。
- ・1年生を対象としたスクールカウンセラーによる全員の面接を1学期の早期に実施する。また、教員による個人面接も随時実施する。
- ・生徒及び保護者を対象としたいじめ（インターネット上のいじめも含む）防止のための啓発活動を推進する。
- ・学校だより、学年だよりなどを通し、家庭・地域との緊密な連携・協力を図る。

②早期発見

- ・複数の教員で生徒をきめ細かく観察し、いじめに関する情報を恒常的に教職員全体で共有する。
- ・保護者や地域との連携を密にし、生徒の情報を得る。
- ・年3回以上のいじめを把握するためのアンケート調査、教育相談の実施により、早期のいじめの実態把握に努め、生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する。
- ・保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知による相談体制を整備し、生徒及び保護者に周知する。
- ・教育相談コーディネーターが中心となり、保護者や地域、関係諸機関との連携やスクールカウンセラーとの面談調整を図るなど、組織的な教育相談機能を充実させる。

③早期対応

- ・生徒のサインを見逃さない。
- ・いじめを発見した場合は、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、速やかに管理職に報告し、学校全体で迅速かつ組織的に対応する。なお、報告を怠った場合は、「いじめ防止対策推進法」第23条第1項

違反となることに留意する。

- ・いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒が安心して教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめた生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然と指導する。
- ・いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えられるよう指導する。
- ・関係保護者に助言し、必要に応じ支援する。
- ・必要に応じて保護者会を開催し、保護者と情報を共有する。

④ 重大ないじめ事態が発生した場合の対応

- ・いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・重大事態について、教育委員会等へ速やかに報告し、指示をあおぐ。
- ・生徒、関係諸機関、専門家等と連携し対応する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については、警察へ相談し対応する。
- ・重大事態の場合は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。（学校の設置者である杉並区教育委員会は「杉並区いじめ問題対策委員会」に調査を行わせ、学校は「杉並区いじめ対策委員会」が行う調査に速やかに協力する。）

⑤ いじめ解消

- ・いじめが解決した後も、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒の人間関係を３か月以上継続して観察していく。

6 主な相談窓口・関係機関一覧

主な相談窓口・専門機関等	電話番号	所在地等
学校問題対応支援係 (CEDAR)	03-5307-0365	杉並区役所
特別支援教育に関する問い合わせ	03-5929-9481	多様な学び支援課
教育相談に関わる問い合わせ (スクール・ソーシャル・ワーカー)	03-6379-5491	多様な学び支援課
ゆうライン	03-5929-1901	杉並区子ども家庭支援センター
子どもの権利 相談・救済窓口	0120-7373-34	子供の権利救済委員
東京都いじめ相談ホットライン	0120-53-8288	東京都教育相談センター
東京子供ネット	0120-874-374	東京都児童相談センター
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	文部科学省
ヤング・テレホン・コーナー	03-3580-4970	警視庁少年相談室
サイバー犯罪相談窓口	03-3431-8109	警視庁サイバー犯罪対策課
チャイルドライン	0120-99-7777	(18歳までの子供が対象)